

公益社団法人 日本地下水学会 学術講演会中止時の対応規程

2020年4月25日 制定

(目的)

第1条 この規程は、災害の発生その他不測の事態（以下、「不測の事態」という）により、公益社団法人日本地下水学会（以下、「この学会」という）が学術講演会を中止する場合の対応を定めることを目的とする。

(中止の決定)

第2条 学術講演会の中止は、原則理事会において決定する。ただし、講演会直前もしくは期間中に不測の事態が発生し、一部中止となる場合の対応は、学術講演会実行委員会による協議において決定する。

(連絡方法)

第3条 中止については、以下の方法で連絡する。

- (1) この学会のホームページに、中止の可能性が発生した段階で、また中止決定時においてその旨を掲載する。
- (2) 発表申込者に、中止の可能性が発生した段階で、また中止決定時においてその旨を連絡する。

(投稿原稿)

第4条 中止が決定した場合は、予稿を発行しない。提出された原稿は、未発表とみなす。ただし、一部中止の場合の取り扱いは、理事会において決定する。

(延期ないし時間変更)

第5条 中止した講演会は、延期や時間変更を行わない。

(若手優秀講演賞)

第6条 講演会が一部中止となった場合の取り扱いは、理事会において決定する。

(その他)

第7条 中止に伴い生じる、本規定に定めのない事項の対応については、理事会または各関連行事の担当委員会において決定する。

(付則)

第8条 この規定の改定は、理事会で決定する。

第9条 この規定は、制定もしくは改定のあった日から施行する。